

農地転用許可申請書の添付書類について

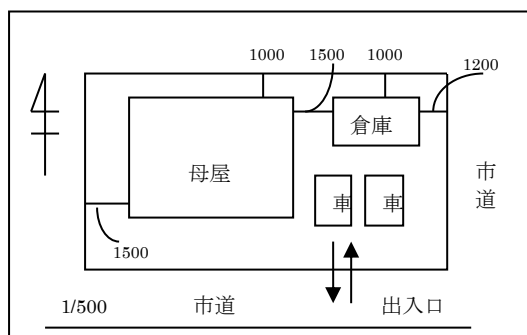
『資力及び信用があることが確認できる書面』と『道路、用排水施設の配置図』について、通知(平成23年8月31日付け23農政第244号農政部長通知)がありましたので、農地転用許可申請をするに当たり、下記のとおり、申請書に必要な書類として必ず添付していただきますようお願いします。

1 資力及び信用があることが確認できる書面について

資金計画の裏付けとなる融資証明等(残高証明等含む)については、全ての転用案件(個人住宅等含む)について添付が必要です。

2 道路、用排水施設の配置図について

配置図については、従来の建設予定建物・施設の配置図のみではなく、これらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設等についても位置を明らかにした図面の添付が必要です。(縮尺 1/500 ないし 1/2,000 程度のもの)



↑ 従来の配置図の他に、この施設を利用するために必要な道路、用排水施設等の位置を明らかにした配置図の添付が必要です。(例)

